［注１・２　略］

３　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、ＩＰ電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

［削る］

４　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

［５　略］

［削る］

６～11　［略］

［削る］

12　［略］

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

発信 ＼ 着信 ＼ 通信量区分										合計

［注１　略］

２　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数を区別できない場合は合計した値を記載すること。

［削る］

３　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

［４～６　略］

７　通信回数は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

［８～10　略］

［注１・２　同左］

３　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、ＩＰ電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

４　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

［新設］

［５　同左］

６　距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

７～12　［同左］

13　「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

14　［同左］

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）
発信・着信の別

事業者名

通信量区分										合　計
通信回数										

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

［新設］

［４～６　同左］

７　「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

［８～10　同左］